

平成 30 年度第 2 回青森市健康福祉審議会高齢者福祉専門分科会 会議録

- 開催日時** 平成 31 年 2 月 14 日（木）13：30～14：30
- 開催場所** 青森市福祉増進センター（しあわせプラザ） 3 階 中会議室
- 出席委員** 天内 勇委員、児玉 寛子委員、三浦 裕委員、村上 秀一委員、
安井 眞木子委員 <<計 5 名>>
- 欠席委員** 木村 隆二委員、今 栄利子委員 <<計 2 名>>
- 事務局** 福祉部長 館山 新、福祉部次長 荒内 隆浩
介護保険課長 花田 清志、高齢者支援課長 土岐 志保、
浪岡事務所健康福祉課長 小形 麻理、
介護保険課副参事 伊藤 政樹、高齢者支援課副参事 樋口 正美、
介護保険課主幹 田澤 康治、介護保険課主幹 三ヶ田 正治、
高齢者支援課主幹 斉藤 麻里
<<計 10 名>>
- 会議次第**
- 1 開 会
 - 2 福祉部長あいさつ
 - 3 組織会
 - (1) 専門分科会長の選出
 - (2) 職務代理者の指名
 - 4 議事
 - (1) 低所得者の介護保険料軽減強化に係る対応について
 - (2) 青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 5 その他
 - 6 閉 会

組織会について

事務局から専門分科会長の選出については、青森市健康福祉審議会条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、委員の互選により定めることとなっているため、委員の皆様から推薦をいただきたい旨の説明があった後、委員の推薦により、専門分科会長として村上委員が選出され、全会一致で決定した。

また、事務局から職務代理者については、同条例第 8 条第 4 項の規定に基づき、会長が指名することになっていることの説明があった後、村上会長が木村委員を指名し、木村委員が職務代理者として決定した。（木村委員は欠席であったことから、後日事務局から本人に連絡した。）

議事（１）低所得者の介護保険料軽減強化に係る対応について

事務局から、資料 1、資料 2、資料 3 のとおり、低所得者の介護保険料軽減強化に係る対応について説明があった。

意見、質疑応答

○出席委員

意見なし

議事（２）青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

事務局から、資料 4、資料 5 のとおり、制定理由、改正内容等について説明があった。

意見、質疑応答

○委員

資料 4 の用語について説明してほしい。一点目は、「サテライト型養護老人ホーム」とはどのような養護老人ホームのことなのか。

二点目は、「常勤換算方法」とはどのようなことか。

○事務局

一点目の「サテライト型養護老人ホーム」については、学校に例えると、本校に対する分校のようなもの。介護老人保健施設という本校があれば、その分校として、市内の近い場所に小規模な養護老人ホームを設置することができる、そういった制度である。

二点目の「常勤換算方法」については、本来、常勤の職員が 1 人必要なところを、例えば非常勤の 4 時間勤務の職員が 2 人いて、午前 4 時間、午後 4 時間を勤務した場合でも、それは、常勤の職員が 1 人いるのと同じと見なす取扱いとするということ。

○委員

了解した。

○委員

事務局から、条例改正に至った経緯について補足説明してほしい。

○事務局

サテライト型養護老人ホームについては、平成28年に国が地方分権改革に関する提案募集をした結果、滋賀県・兵庫県・和歌山県など西日本の各県から効率的な養護老人ホームの経営、例えば、養護老人ホームが近年参入しづらいというような声があることから、介護老人保健施設や介護医療院のほかに、現在、養護老人ホームを運営しているところもサテライト型の養護老人ホームを設置できるようにしてほしいという要望に国が応えたもの。

○事務局

欠席した委員からこの案件に関係するご質問をいただいたので、紹介し、市の考えをお答えする。

委員からは、「有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、いわゆるサ高住が増えてきた中での「養護老人ホーム」のニーズ、またサテライト型を設置するメリットを教えてください。」とのご質問である。

市の回答であるが、養護老人ホームのニーズについては、市内2箇所に設置されている養護老人ホームは、いずれも現在空きがあるものの、当該施設は、所得に応じた低額な料金で入所することができることから、低所得の高齢者の住まいと生活を支援する施設としてのニーズがあるものと考えている。次に、サテライト型養護老人ホームを設置するメリットについては、施設長や医師、栄養士等といった職員が本体の施設と兼務できることから、より効率的な経営が可能になり、人材確保の点でメリットがある。

また、今後老朽化により養護老人ホームの建て替えを行う場合等、これまで個室ではなかった施設が個室を整備をすることになると、建物の面積をこれまでよりも増やす必要があるため、土地が狭いなどの立地条件の施設にとっては、サテライト型を設置することによって定員を確保することができるといったメリットがある。なお、今のところ、サテライト型を設置したいという意向を持った施設は市内にはない。

○事務局

仮にサテライト型養護老人ホームをつくりたいという相談に来られても、現時点では、定員に対して入所者数が下回っていることから、市では、十分ニーズに対応できていると考えており、現状、市としてそれを認めていく方向にはない。

○委員

養護老人ホームの入所基準が、非常に分かりづらい。低所得者であるとか、健康状態に問題があるというようになっている。この辺が一般的に有料老人ホームと比較して、なかなか判別しにくいことがある。だから、施設の存在意義というものをもう少しシビアに考えて、本当に社会に必要なものにしていくことが必要だと思う。そして、特色を持った施設にして、高齢者のかたのニーズに応えていくことが大事ではないかと思う。

議事（３）青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

事務局から、資料 6、資料 7 のとおり、制定理由、改正内容等について説明があった。

意見、質疑応答

○事務局

欠席した委員からこの案件に関係するご質問をいただいたので、紹介し、市の考えをお答えする。

委員からは、「現在 1 か所介護医療院の届出をする見込みがあるという認識でよろしいか。また、今後新たに届出する見込みや問合せはあるのか。」とのご質問である。

市の回答であるが、現在 1 か所介護医療院の届出をすると見込んでいる介護医療院というのは、おそらく浅虫地区にある老人保健施設のことを指していると思われる。こちらは、平成 31 年 1 月 1 日付けで介護医療院の指定をしたところである。また、このほかには現在のところ介護医療院の届出、指定に関する問い合わせはないことから、介護医療院のサービスの増加は見込んでいないが、既存施設からの転換や新設等について、指定の申請や問い合わせが合った場合は、適切に対応していきたい。

○出席委員

意見なし

その他

○委員

今の県老連も全国も同様だが、老人クラブの会員が減っている。浪岡も大変で、この前、五所川原市老連が閉鎖すると新聞に掲載されていた。結局、どうしても介護施設に行かなければならないかたであれば、当然施設に行くが、老人クラブにはどうしても行かなければならないという理由は無い。さらに人間関係の問題があり、あの人が行けば自分には行かないということもある。介護施設に週 1・2 回行くと、職員が丁寧に対応してくれる。自分は、老人クラブの会員が必ず増えなければいけないという考えは持っていないが、高齢者の社会

活動への参加についてもこれからご相談していければいいのではないかと考えている。

○委員

妥当な例えになるかわからないが、日頃ご高齢の方々を診させていただいたりしている中で、ご夫婦で朝から晩までけんかしているかたが一番元気がいい。刺激は必要なのかなと感じる。

○委員

私の知り合いも、老人クラブによく行っているが、老人クラブの「老人」という言葉にかなりこだわっているので、工夫すればいくらかはイメージも変わるのでないかなと思う。

○委員

「老人」という言い方は、よくないかもしれない。

○委員

私たちの老人クラブも、歳を取ったかたを老人とって名前のイメージが悪いので、新しく生まれ変わった「新生クラブ」がいいのではないかと思います、名前を変えた。それからはクラブ内であまりネーミングについて言われることは無い。

○委員

今のは大事な話だと思う。次のステップとして「老人」という表現を変えるのも一つの方法なのではないか。